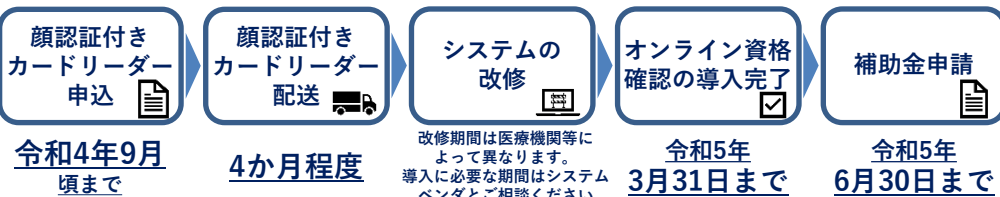


顔認証付きカードリーダーは、9月頃までに申込を！

- オンライン資格確認導入期限は「令和5年3月31日」、補助金申請期限は「令和5年6月30日」までとなります。
年度初めのこの時期から計画的な導入のご検討をお願いします。



■ 補助金には限度額があります。

「補助金対象に係る総事業費×補助率」と補助限度額を比較して少ない額が交付額となります。
詳細はポータルサイトにてご確認ください。

トップページ>利用申請・補助申請される方>オンライン資格確認関係補助金申請>補助金交付の概要
URL: <https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/5.html>

■ 診療所・薬局における導入費用のモデルケース

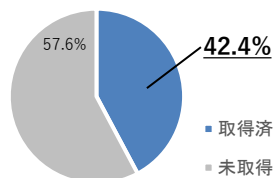
資格確認端末と顔認証付きカードリーダーを1台導入し、オンライン請求回線の増強、レセプトコンピュータ及び電子カルテシステム/調剤システムに対して、資格確認等の結果をシステムに取り込む機能を導入した場合の費用目安をポータルサイトに公開しています。

トップページ>利用申請・補助申請される方>オンライン資格確認関係補助金申請>導入費用のモデルケース
URL: <https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/post-10.html>

※各医療機関・薬局のシステム導入状況やネットワーク環境、ネットワークベンダーの料金体系によって費用は変動するため、詳細は利用しているシステム/ネットワークのベンダーにご相談ください。

5人に2人は持っています！マイナンバーカードの取得率は40%！

マイナンバーカード取得率



マイナンバーカードの取得率は全国民の40%を超えています。
今後、国民向けにマイナポイントを活用した健康保険証利用申込促進/利用促進の広報活動を行ってまいりますので、マイナンバーカードの保険証利用者が増加する見込みです。

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ contact@iryohokenjyoho-portal.jp

☎ 0800-0804583 (通話無料) 月～金 8:00～18:00
(いずれも祝日を除く) 土 8:00～16:00



AIチャットボットの「シカク」です。
24時間いつでも疑問に答えます！

医療機関ポータル

検索

顔認証付きカードリーダー
未申込の医療機関・薬局の皆様へ

令和4年4月

オンライン資格確認で 診療報酬/調剤報酬が 加算されるようになりました！

詳しくは中面をご覧ください。



補助事業終了まで残り1年！
システム改修期間等を考慮し、
顔認証付きカードリーダーは、
9月頃までに申込をお願いします。



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認を使えば使うほど、メリットに！

オンライン資格確認は利用施設が着々と増加中。

今回は、診療報酬/調剤報酬の加算の具体的な内容や運用中施設が実際に感じているメリットをご紹介します。

利用メリット：診療報酬/調剤報酬の加算

オンライン資格確認導入にあたっての補助金（※裏表紙参照）に加えて、診療報酬/調剤報酬に評価されることにより、より良い費用対効果が見込まれています。

■ 診療報酬/調剤報酬加算の具体的な内容

オンライン資格確認等システムを導入することで電子的保健医療情報活用加算が算定できます。この加算はレセプトオンライン請求を行ったうえで、オンライン資格確認等システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得した上で診療等を実施することで初診7点、再診4点（月1回）、調剤管理料3点（月1回）が算定できます。また、オンライン資格確認等システムの運用を開始している医療機関・薬局であれば、実際に患者が個人番号カードを持参しない等、診療情報等の取得が困難な場合でも加算（初診3点、調剤管理料1点（3月に1回）※令和6年3月末まで）でできます。

■ 保険医療機関におけるモデルケース

診療所に1日35人が来院し、23人を加算対象とし、その内初診患者数が3人、再診患者数が20人をモデルとする。
1カ月間の診療日は20日とする。
マイナンバーカード保持率は42.4%とする。
※初診/再診、薬剤情報や特定健診等情報の取得有無によって加算点数は異なります。

【患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得するケース】

※マイナンバーカード取得者は、マイナンバーカードを使い、顔認証付きカードリーダーでオンライン資格確認に同意する前提
(7点×3人) + (4点×20人) × 42.4% = 43点 (430円/日)
1か月当たり 8,600円、年間 103,200円
(全患者が健康保険証を使う場合は、年間21,600円)

■ 保険薬局におけるモデルケース

1カ月間の来局患者は1,200人とし、795人が加算対象(月の初回患者)のモデルとする。
マイナンバーカード保持率は42.4%とする。

※薬剤情報や特定健診等情報の取得有無によって加算点数は異なります。

【患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得するケース】

※マイナンバーカード取得者は、マイナンバーカードを使い、顔認証付きカードリーダーでオンライン資格確認に同意する前提
3点 × 795人 × 42.4% = 1,011点 (10,110円/月)
1か月当たり 10,110円、年間121,320円
(全患者が健康保険証を使う場合は、年間31,800円)

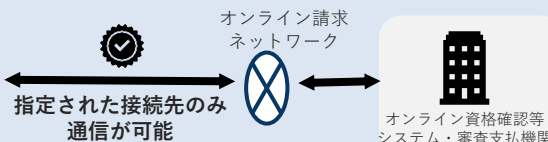
オンライン資格確認は安心して利用できます

■ オンライン資格確認のセキュリティについて

オンライン資格確認で使用するオンライン請求ネットワーク回線は、各医療機関・薬局とオンライン資格確認等システム・審査支払機関をつなぐ安全性の高い回線です。外部のインターネットからは分離されており、あらかじめ許可された医療機関・薬局以外はオンライン資格確認等システムにアクセスできません。



医療機関・薬局



※オンライン資格確認等システム及び資格確認端末を運用・保守するために必要なセキュリティパッチ、サイト等を指定することで、万が一、ある施設がマルウェア等に感染した場合でも、他の施設へ攻撃されることを抑制しています。

■ マイナンバーカードを使った情報管理について

マイナンバーカードの健康保険証利用ではICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）は使われません。（ICチップに受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。）また、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取扱うことはないで、患者の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

利用メリット：健康保険証照会がすぐに終わる

オンライン資格確認導入のメリットとして、「保険証照会がすぐにできる」という点があります。運用中の施設からは事務作業や患者とのコミュニケーションにおける利便性が向上したという感想を貰っています。

【運用中施設の生の声：大塚眼科クリニック（神奈川県）】



Q：オンライン資格確認の導入によって、受付業務はどう変わりましたか？

A：受付の業務量が大幅に減りました。以前はスタッフ3名で行っていた受付業務を、今では1名で回せるほどです。資格確認以外には、カルテを作成する作業が大幅に削減できたことですね。資格確認を行うと、住所や氏名、保険者番号などの情報が自動的に電子カルテに連携されるので、入力する手間もなくなりますし、当然ながら入力ミスも皆無です。今までいかに大変な手間をかけていたかに気づかされました。

まずはポータルサイトへのアカウント登録をお願いします。

Step1.医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録



これからオンライン資格確認を導入される方は、「医療機関等向けポータルサイト」へのアカウント登録を行ってください。
こちらのQRコードからアカウント登録の手続きができます。

ポータルサイトでできること

- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請
- ・『準備作業の手引き』等ダウンロード

Step2.顔認証付きカードリーダーを申込

「医療機関等向けポータルサイト」よりご希望の顔認証付きカードリーダーをお申し込みください。

Step3.システムベンダへ相談・発注

システムベンダへのご連絡・発注をお願いします。その後、各種申請手続きが必要となります。詳しくは「準備作業の手引き」をご確認いただき、手順に沿って導入準備を行ってください。